

和光市 報道発表資料 平成29年 7月13日

タイトル	国民健康保険税の軽減判定誤りによる保険税の過大・過小徴収について
------	----------------------------------

いつ 実施日時・工期	平成29年 5月12日(金)
どこで 会場・開催地等	和光市役所 総務部 課税課
だれが 主催者・関係者	国民健康保険税の納税義務者で世帯主又はご本人が青色申告を行っている被保険者
なにを 事業内容など	<p>国民健康保険税における世帯主又はご本人が青色申告を行っている被保険者のうち一部の方について、保険税の均等割・平等割軽減所得の算定が誤って行われ、本来納付すべき金額と異なる保険税が賦課されていることが判明しました。</p> <p>(1) 対象件数 5件</p> <p>(2) 対象年度 平成26年度から平成28年度まで</p>
なぜ 目的・理由	<p>厚生労働省から、平成28年12月27日、全国の後期高齢者医療広域連合において保険料の軽減判定誤りが発生した旨の発表がありました。また、同年12月に「後期高齢者医療制度における保険料の均等割軽減判定所得の算定誤りに係る市町村国保の実態把握について」の通知を受け、同じ基準で軽減判定を行っている国保税における均等割・平等割軽減判定所得の計算方法を調査したところ、後期高齢者医療制度の保険料と同様、青色申告による翌年度への純損失の繰越控除を行う場合、本来、軽減判定用と</p>

して青色事業専従者給与を必要経費として算定せずに純損失額を用いる必要があるところ、確定申告上の純損失額を翌年度の純損失額とする算定方法で課税処理を行っていたものです。

■ 国民健康保険税の軽減

所得の低い世帯の負担を軽減するため、前年中の世帯内の所得合計が一定基準以下の場合、均等割額と平等割額が次のとおり減額されます。

(平成28年度)

総所得金額及び山林所得の合計額が下記の基準を超えない世帯	軽減割合
33万円以下	7割軽減
33万円 + (26万5千円×被保険者数) 以下	5割軽減
33万円 + (48万円×被保険者数) 以下	2割軽減

- ・世帯合計の総所得金額は、擬制世帯主（国保未加入の世帯主）の所得も含まれます。
- ・65歳以上の方は、軽減判定において公的年金所得等にかかる所得から15万円が控除されます。
- ・譲渡所得等があった場合には、特別控除前の所得で軽減判定を行います。
- ・青色事業専従者給与、事業専従者控除は、軽減判定の所得について、その事業主の所得金額となります。

どうした  
経緯・経過

対象者への説明並びに随時課税及び過納金の還付手続については、すでに完了しています。

金額

増額更正（追加徴収額） 3件 66,600円  
減額更正（還付金額） 2件 55,200円（本税）

そ の 他	本件を受けて、国民健康保険税における適正な均等割・平等割軽減所得の算定を行うべく、毎月、抽出ツールにより候補者を把握し、既存のビジネスアプリケーションソフトにより軽減判定所得の計算等の作業を行い、再発防止に努めます。また、職員への国民健康保険制度における法令等解釈の周知徹底を図っていきます。
問い合わせ先 担 当 課	課 名 和光市 総務部 課税課 氏 名 鈴 木 均 電 話 0 4 8 - 4 6 4 - 1 1 1 1 (内線 2 2 6 3)